

令和元年7月30日

平塚市監査委員	高梨	秀美
同	井澤	郁人
同	黒部	栄三
同	府川	正明

監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象範囲及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する平成30年度の財務に関する事務及び財産の管理事務
総務部 行政総務課、職員課
健康・こども部 こども家庭課、健康課

2 監査の実施期間

令和元年5月16日から令和元年6月26日まで

3 監査の方法及び監査項目

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- (1) 事務事業及び管理運営事項
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
契約事務、補助金等の事務
- (4) 財産の管理事務
- (5) 庶務その他事務

4 監査の結果

総務部

(1) 行政総務課

- ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。
- イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

(2) 職員課

- ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

- 指摘事項

契約事務において、職員採用事業における業務委託の随意契約を行った際に、平塚市契約規則に定める条項の適用誤りがあったので、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。
- イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

健康・こども部

(1) こども家庭課

- ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。
 - 指摘事項

補助金の事務について、平塚市児童発達支援センター補助金において、実績報告書の提出が交付要綱に定めた期限より遅れていたため、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。
 - イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

(2) 健康課

- ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。
 - 指摘事項

収入事務について、納入通知書に納期限が設定されていないものが散見された。

また、支出事務について、保健センター施設管理業務委託において、委託契約書に基づく再委託や法定資格者に関する書面による確認を行っていなかったものがあつた。

平塚市財務規則等に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。
 - イ 財産の管理事務については、次のとおりである。
 - ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
 - ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1階総合案内非常用照明装置不点灯箇所あり ・ 3階事務室排煙窓開放不良箇所あり

以 上